

福祉民生常任委員会会議録

平成22年11月24日

北 見 市 議 会

午後 1時28分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名であります。浦西委員は用務のため欠席される旨届け出がありました。

以上であります。

○(桜田委員長) 暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

午後 1時28分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、保健福祉部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(藤澤部長) それでは、最近たびたび新聞等に報道されてございます、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等の取り扱いについて、過去、経過、各保険者における対応、年金事務所における対応につきまして、担当課長より委員会資料に基づき説明をいたさせますのでよろしくお願いたします。

○(高畑課長) それでは、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等の取り扱いにつきまして、委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。初めに、全国建設工事業国民健康保険組合、略しまして工事業国保、建設国保と呼ばれておりますが、そちらの国保における無資格加入に係る経過についてでございますけれども、工事業国保は全国の大工、とび、土木、造園、板金などの建設工事に従事する方を対象に、昭和45年6月に設立され、市町村国保と同様に保険料と国の補助金等で運営されている国保組合でございます。昨年からの新聞報道等でございますように、

全国的に無資格加入の事例が多数確認されたため、厚生労働大臣から工事業国保に対して、平成22年9月9日付で是正改善命令が行われたところでございます。

この中で、是正改善のための必要な措置として、無資格加入が発生するに至った経緯、並びに実態の解明、無資格加入者の資格の是正、日本年金機構及び市町村国保への無資格加入者等の情報提供などが示され、平成22年10月29日まで、並びに追加調査分などについては平成22年12月28日までに指導監督機関でございます東京都知事を経由し報告することとされたところでございます。

このことから工事業国保におきましては、無資格加入者に係る調査を行い、無資格理由、業種では、規約に定める業種に従事していない。無資格理由、業態では、健康保険適用除外を受けずに加入していた。無資格理由、分割では、本来健康保険が適用されるべき法人事業所または常時5人以上の事業所で従業員を使用する個人事業所であったことの実事が判明した組合員等の被保険者資格につきましては是正を図るため、平成22年10月26日付で工事業国保の各支部に、是正改善命令に係る各種取り扱いに関する通知がされ、各支部では通知に基づきまして、無資格理由により、1、市町村国保に移行する組合員、2、全国健康保険協会、略して協会けんぽへ移行する組合員、3、既に脱退されている組合員に分け、該当者へ是正命令に関する通知等が送付されたところでございます。具体的な移行手続きにつきましては、資料3ページをごらんください。協会けんぽに加入する場合につきましては事業主が年金事務所へ、市町村国保に加入する場合は組合員が市町村へ行き、それぞれ加入に係る手続を行うこととなります。

移行に係る無資格加入者並びに事業主における新たな負担についてですが、保険料の算定方法が工事業国保、協会けんぽ、市町村国保、それぞれで異なること、また協会けんぽに移行する場合は、あわせて厚生年金の適用となるため、工事業国保から還付

されます保険料との差額分及び国民年金保険料の還付分と厚生年金の保険料の差額が生じることとなります。

資料1ページにお戻りください。続きまして、各保険者における対応についてですが、初めに工事業国保では、1、加入要件を満たしていなかった場合、その日にさかのぼり資格を喪失させる。なお、平成16年3月1日以前の場合は、平成16年3月1日とする。2、無資格加入期間に係る保険料の還付及び医療給付費等の返還請求を行う。なお、今後におきましては、無資格加入に係る国庫補助金の返還が、工事業国保においては見込まれているところでございます。

次に、市町村国保では、1、工事業国保から示された資格喪失証明書に基づき国保への遡及加入。2、遡及加入に係る保険料について2年を限度としてさかのぼり付加し徴収する。3、無資格期間における医療給付費の国民健康保険法に基づくやむを得ない理由の規定に基づき、2年を限度として療養費を支給する。4、既に資格喪失により加入している場合は、資格喪失日の訂正等により対応を行う。

なお無資格加入者の負担軽減のため、工事業国保と市町村国保において、工事業国保から還付される保険料を直接収納する保険料の代理収納、また、無資格期間に係る保険給付についても同様に療養費の代理受領を行うこととされております。このことから、国保へ移行する方は保険料の差額分を納めることとなります。

なお、北見市においては平成22年10月29日、道を経由して無資格該当者一覧が通知され、無資格該当者一覧では、①、市町村国保に移行する組合員の方0人、②、協会けんぽへ移行する組合員123人、③、既に脱退している組合員、①の市町村国保に移行する組合員5名を含め64名となっており、ほとんどの方が協会けんぽに移行する組合員となっております。

次に、協会けんぽでは、手続きは年金事務所となりますが、1、事業主の適用事業所の訴求届け出を

受ける。2、遡及加入に係る医療分と厚生年金に係る保険料について、2年を限度としてさかのぼり賦課し徴収する。3、当該遡及期間に納付された国民年金保険料を還付する。4、無資格期間における医療給付費に係り、2年を限度として療養費を支給する。

なお、無資格加入者の負担軽減のため、無資格期間に係る保険給付費について、工事業国保と協会けんぽにおける療養費の代理受領を行うこととなっております。

日本年金機構におきましては、工事業国保から提供されました無資格加入者に係る事業所情報により、協会けんぽの資格取得届けが漏れている事業所に対し加入干渉を行うこととしており、今後、本年11月末日までに、新規適用届けの手続きがなされない事業主につきましては、文書等による加入勧奨及び指導等を行うこととされております。

合わせて、平成22年11月11日付で全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等に対する加入指導等実施要領が年金事務所を示され、この要領におきましては、法人や5人以上の個人事業所は、当然適用事業所となるべきものであり、保険料負担が困難という理由で届け出を不受理としないよう留意すること。また、事業主から新規適用についての相談や新規適用届けの提出がなされた場合には、毎月発生する保険料額、遡及分の保険料額及び納付方法について十分説明をし、事業主から遡及分の保険料を一度に納付することが困難と申し出があった場合については、現在の事業所の経営状況及び将来の見通し等を丁寧に聴取し、保険料を計画的に納付できる方法がある旨を説明し、相談に応じるよう配慮することとされております。

このことから、北見市といたしましては、国保に移行する方については、早期に資格取得手続等の勧奨を行い、保険料の差額について賦課徴収を行うとともに、協会けんぽへ移行される方につきましては、今回示されました要領により、早期に手続を完了す

るよう未届けの事業所に対する加入指導を年金事務所
所に要請してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 建設国保の関係で、非常に大変な
思いをされている事業所の方がたくさんいらっしゃる
ようなのですけれども、ここで伺いたいのですが、
基本的に協会けんぽに移行しなければならない人につ
いては、年金事務所に厚生年金の手続をするという
ことで、それで、今度は自動的に協会けんぽのそ
の手続というの也被るということなのではないかと
思います。

それが1つと、それからもう一つは、具体的に今
さかのぼって保険料を納めなければならないという
ことで、何百万円単位とかという話も聞いているの
ですけれども、その場合いわゆる困難な場合は、分
割納入云々というのがありましたけれども、この相
談もいわゆる協会けんぽの分もあわせて年金事務所
との相談で済むものなのかどうか、これについて伺
います。

○（高橋委員） 私からも質問させていただきます
けれども、これはことし11月に一部報道関係で大き
く報道されていましたが、現実的には加入して
いた人たちは、ご存知のとおり何の問題もなく何
十年、30年近く払っている人もいます。それまで、
何ら疑義があるということをおもわないで加入をして
いたと。たぶん、今でも何でだという話だと思
うのです。それを受け入れていた工事業国保という
構図が、実はあるのではないかと。

そこで、その経過の中に全国建設工事業国民健康
組合いわゆる工事業国保、これは指導監督が東京都
知事ということでもありますので何か東京都を經由
しなければだめだと。また、指導監督機関が東京都
だということも少しおかしな話ではないかと思
うものですから、この指導監督機関がなぜ東京都
になっているのか、わかる範囲でお答えいた
だきたいのと、現実は無資格該当者ということで、
北見市では180人、

190人近く現実的にいるということなので、この
方々には既にそういった通知がいつているとい
うことですけれども、現実的に今まで北見市に
問い合わせ、相談を含めてどれくらいの割合で、
現状で来ているのかということ、まずこの2
点をお伺いしたいと思います。

○（合田委員） 私にも個人的に相談があ
ったのですけれども、とにかく本人たちは、
もう次の日から、極端な話を言えば保険証が
資格喪失ですと。そんな状態で通知があ
って、突然無資格状態になったとい
うことなのです。

組合ともお話をした中で、組合の指導も
ふさわしくない状況があるという部分は
感じたのですけれども、ただ今実際、手
元に使えない保険証をまだ皆さん持
っていらっしゃるのです。ですから、本
来はもう使えないから10割払わな
ければいけないのだけれども、やはり
苦しくて3割で払って使ってしまう
という状況にあるという現実も、今
後どうなるのかという部分で1つあ
るのと、あと計画的に納付できる
方法があるということは、分割でき
ますということで使用されると思
うのですけれども、その分割の利息
とかそういうのは、協会けんぽの
ことは協会けんぽに聞かないとわ
かりませんが、市町村国保では
どうなっているのかという部分と
2点、お聞きしたいと思います。

○（高畑課長） まず初めに、熊谷委員
からのご質問のございました協会けん
ぽ、健康保険ということでございま
す。健康保険を適用になる場合につ
きましては、法人もしくは個人事業
主で5人以上の方がいる事業所と
なっております。健康保険適用に
なるということであれば、一緒に
厚生年金の適用にもなるという
ことになっております。

2点目の納付相談等につきましては、
年金事務所で承ると聞いております。
以上でございます。

次に、高橋委員からご質問ございま
す、指導監督機関がなぜ東京都なの
かということでございます。先ほど
冒頭でご説明させていただきました
とおり、

工事業国保につきましても、私たち市町村国保と同じように、国民健康保険法に基づく保険者でございます。そこにおいて、指導監督につきましては、各都道府県が指導監督という立場になっておりまして、工事業国保の本部が東京都にございます。その関係から、東京都が指導監督機関ということになっております。

2点目の、これまで国保の窓口にとどのくらい相談が来ているかというご質問でございます。問い合わせ相談件数につきましては、本年11月1日からおととい22日までの期間で、総数としては51件相談がきております。内訳といたしましては、元組合員の方から電話で15件、窓口では26件、あわせて41件、あと関係者でございます社会保険労務士の方から電話または窓口で10件、あわせて51件の相談を受けております。

続きまして、合田委員からのご質問でございます。現状、工事業国保の保険証が手元にありますという中で、それを使っている現実があるということでございます。そこににつきましては、基本的に保険の資格が切れているという形の使用ということになりますので、通常であれば後に保険者に請求が行きますので、保険者側からご本人に資格喪失後の受診という形の中で、医療費の10割請求がくると考えております。

次に、2点目の年金事務所における保険料が一括で支払いできない場合の計画的にお支払いするときの延滞金等についてでございますが、確認いたしましたところ、やはりそこについては、延滞金がつくと聞いております。市町村国保についても同様となります。

以上でございます。

○(合田委員) その延滞金というのはそうしますと、14.6%という意味ですか。

○(高畑課長) はい、そのとおりでございます。

○(高橋委員) 今、いろいろ説明がありましたけれども、これは11月1日からほとんど無資格者にな

っていると。病院も後に10割負担ということになるのです。それで今、51件の相談等があるということですが、おそらくは通知が行ってもどういう意味なのかわからない人たちも中にいると思うのです。

ですから今説明報告を受けていますと、国保であれば北見市に相談に行く人と、協会けんぽであれば年金事務所に行かなければならないというように分けているのですけれども、ここは1つ、やはり市も協会けんぽだからということではなく、窓口として協会けんぽも含めて、相談あるいはこちらから声をかけていかなければ、なかなか今まで組合員で入っていた人たちにとっては、意味がわからない部分かなりあると思うのです。

本来であれば、これは国保事業の年金事務所がやらなければならない話なのですけれども、現状はそういう状況にあると思いますので、ここはひとつ、あらゆる機関と連携をとりながら、主体性を持って進めていっていただけないかというのが1つです。もう一つは、今延滞金の話も出ましたけれども、もともと従業員5名以内でやっている中小企業が多いわけですから、このまま12月も押し迫った中で、これまたその延滞金等含めると、私が聞いているのは1,000万円だと、あるいは500万円だと言われた人もいるみたいです。そういう方の思いを考えたときに、何か手だてはないのかということも含めて、これはやはり道や国あるいはその他の機関と総合的に相談をしていく必要があると思いますので、そこら辺の2点の見解をお知らせください。

○(藤澤部長) 高橋委員のご質問でございます。私ども、もちろん関係している年金事務所等の機関と連携を図って前に進むような形でこの問題を処理したいと思っております。先ほど課長から、窓口に来た方には取り扱い要領というような形の文書が出ているということでございます。お手元の資料としては配付させていただいてないのですけれども、この資料の中で、要するに協会けんぽに入っておら

れた方がとるべき手続等を書いてございます。その部分を十分に説明させていただきたいと思っております。

それと、国、道、資金的な関係につきましては、私ども少々受け持ち分野が違うというところもございます。それで、資金の関係といいますと商工観光部になるのですけれども、年金事務所においても支払いの関係は懇切丁寧の説明をしていきたいという要領の中身になってございます。

まずは、行っていただいてどんな話になるのかというのが、事業主としての1点目のお願いになるのかもしれないのですけれども、とにかく相談に行っていたらいいというところが、私どもからのお願いの1つになります。

それから、資金関係は商工観光部が窓口になるのですけれども、そういう年金の懇切丁寧な相談対応をしていくことが一番なのですけれども、それでもなおかつ資金不足が生じる場合については、融資制度の活用などが考えられ、所管でございます商工観光部においては、現在の市の融資制度をご活用いただきたいとの回答でございました。

道につきましても、この私どもが持っていることし11月12日付の要領、11月17日に手元に入ったのですけれども、この要領の最後のページに道の資金関係、中小企業向けの主な融資制度の中で資料に載ってございます。そういうことは考えられるのかと、今は考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○(高橋委員) 今、ご答弁がありましたけれども、それであれば、やはりきちんとそういったことを、今無資格者の方に伝達しなければだめです。それではないとわかりません。だから、私は協会けんぽ、年金の窓口もありますけれども、そちらの市のほうで、きちんとしたそういう相談窓口を設置したということが、スタートになるのだらうと思っておりますので、今部長から商工観光部の融資の話も出ました。その課長の話も出ましたから、部長と保健福祉部と商工観光部とまた連携をしていくという話ですから、やはり、総合窓口といったらあれですけれども、そ

ういった窓口を設置したのだということをやはりきちんとこれは該当者に通知をしたほうが私はより丁寧なのかと。そしてこの問題について対応できるのかと思っておりますので、考えがあればお願いします。

○(藤澤部長) 現在、私どもに届いている資料というのは、保険に入っていた方の個人名簿でございます。事業主の名簿というのは当然のことながら、年金事務所が現在所有していて、個人情報保護の関係もございまして、私どもが資料要求してももらえないような状況が続いてございます。その辺十分ご理解をいただきたいと思っております。

○(高橋委員) 個人情報のこともありますがけれども、要するに姿勢を見せてください。200人近くいるのだから、姿勢を見せてと言ったらおかしいですけれども、やはりそれぐらいやっていると、相談窓口もできたと、やるのだということをお願いをしたいと思っております。

○(桜田委員長) 意見でよろしいですね。

○(高橋委員) はい。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 1時57分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第2号を議題といたします。

本日は、本陳情の取り扱いについて、意見交換を行ってまいります。本陳情については2項目あることから、まず、第1項について意見交換を行います。

ご意見のある方は発言願ひいたします。

○(熊谷委員) この間の委員会の質疑でもいろいろ言わせてもらいましたけれども、やはり今、国の

子育て支援策といえますか、この子供医療費の無料化でどういう考え方が出てきているかということになれば、そもそも言えば児童福祉法第2条で、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと、この部分だと思のです。そこでいう児童福祉法でいえば、対象年齢というのは18歳未満なのです。

ここまで国及び地方公共団体が、心身ともに健やかに育成する責任を負うということがうたわれているわけで、ましてや今、世界的にみてもイギリスやカナダ、デンマーク、イタリア、スペイン、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、OECDの3カ国ですけれども、こういうところでは患者の一部負担というのはそもそもないのです。それで、あとはフィンランドという国では、18歳未満はこれらの医療費無料ということになっている。こういう世界の流れからいっても、やはり日本でも、もちろんこれは本来的に言えば国の責任で、そういう意味では医療費負担をゼロにするということがやはり必要なのではないかと思いますし、それからごく身近なところでいっても、既にこのオホーツク管内それから全道の主だった市で、小学校卒業もしくは中学校卒業まで子供医療費を無料にするという流れがある中で、とりあえず北見市の場合、今の医療費の無料化というとなんか語弊がありますけれども、いわゆる今やっている子供医療費の助成を就学前まで拡大をするというのは、もう本当に最低限の要求でないかと思しますので、これはぜひ実施をしてほしいし、そういう意味ではこの陳情を採択をすべきだと私は思います。

○(合田委員) 公明党としましても、まず当面は中学生まで現行のままの医療費の無料化を拡大してほしいという思いがあります。今は初診料が負担されていますけれども、最終的には無料化へという方向性なものですから、このことに関しましては賛成いたします。

○(桜田委員長) 次に、ご意見のある方は発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) 次に、第2項について意見交換を行います。

次に、ご意見のある方は発言願います。

○(熊谷委員) これも、前回理事者の説明に対する質疑でも私述べましたけれども、やはり基本的には先ほど言いましたように、いわゆる児童福祉法の精神ですとか、そこに児童の健全な育成にかかわる国、地方公共団体の役割、そういう点で言えば、すべての子供に等しくというのが基本だと思いますので、そういう意味では所得制限による一部負担金の問題だとか、初診料の一部負担金についても基本的になくすべきだと思いますので、その点では完全無料化については賛成をしたいと思います。

特に初診時一部負担金でいえば、これも前回述べましたけれども、診療料が変わるたびに一部負担金がかかるということになると、これはほかの医療費そのものの負担金の軽減をやっても、それに追いつかないくらいの負担になる可能性だってあるわけだから、そういう点では完全な無料化をぜひ求めていきたいと思っています。

○(合田委員) 他の福祉政策の優先順位を考えますと、今の時点ではこれには少々賛成しかねるという、そういう思いです。

○(仁部委員) 所得制限を撤廃して完全無料化というのは、確かに望ましい形ですけれども、今の北見市の財政状況を踏まえて、いろいろな福祉制度、そういったものを含めてトータル的にみると、まだこここのところの部分だけをとって、完全無料化をしていくというのは、私どもとしては少々難しいとは思っております。

○(桜田委員長) 次に、ご意見のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ以上で意見交換を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時11分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました陳情第2号の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、まず陳情第2号第1項を採決いたします。

お諮りいたします。陳情第2号第1項については、採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号第1項は採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号第2項を採決いたします。

お諮りいたします。陳情第2号第2項については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者少数〕

○（桜田委員長） 起立少数であります。

よって、陳情第2号第2項は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については正副委員長において作成の上、後日委員の皆さんにおはかりしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午後 2時12分 閉議
